

岩手県告示第897号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり特定大規模集客施設を新設する旨届出があった。

平成25年12月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 1 届出事項の概要

- (1) 特定大規模集客施設の設置をする者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
  - ア 設置をする者の名称 株式会社コメリ
  - イ 設置をする者の住所 新潟県新潟市南区清水4501番地1
  - ウ 法人の代表者の氏名 捧雄一郎
- (2) 特定大規模集客施設の名称 (仮称) コメリパワー北上店
- (3) 新設予定地の所在地及びその敷地の面積
  - ア 所在地 北上市藤沢15地割121番2ほか
  - イ 敷地面積 38,043平方メートル
- (4) 特定大規模集客施設の用途 店舗
- (5) 特定大規模集客施設の床面積の合計 9,859平方メートル
- (6) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積 9,859平方メートル
- (7) 新設予定地の用途地域 無指定
- (8) 新設予定地の開発行為の着手予定日 平成26年5月25日
- (9) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の新築の着手予定日 平成26年9月1日
- (10) 特定大規模集客施設において営業を開始する予定日 平成27年2月25日
- (11) 特定大規模集客施設の1日当たりの平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域
  - ア 利用者の人数の見込み 1日当たり4,139人
  - イ 集客予定区域 新設予定地から半径3キロメートルの圏内（主に北上市中部地区）

2 届出年月日 平成25年11月25日

## 3 関係書類の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年12月10日から平成26年2月10日まで
- (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び県南広域振興局経営企画部並びに北上市役所、花巻市役所、奥州市役所、西和賀町役場及び金ヶ崎町役場

4 その他 この届出に関して、条例第7条第1項の規定により、隣接市町村に準ずる市町村の指定を申請しようとする市町村は、平成25年12月17日までに準隣接市町村指定申請書を岩手県商工労働観光部経営支援課に提出すること。